

- 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 農業振興地域整備計画との整合</p> <p>1 本事業の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に定める農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）との整合を図るものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 事業内容等</p> <p>本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型、<u>草地整備型及び耕畜連携促進型</u>で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次世代農業促進型</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>次世代農業促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。<u>以下同じ。</u>）に定める成果目標等の達成が見込まれる</p>	<p>第2 農業振興地域整備計画との整合</p> <p>1 本事業の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に定める農業振興地域整備計画との整合を図るものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 事業内容等</p> <p>本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型及び<u>草地整備型</u>で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次世代農業促進型</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>次世代農業促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等の達成が見込まれること。な</p>

こと。なお、次世代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。

②～④ (略)

3 草地整備型

(1) (略)

(2) 対象地域

中山間地域に限る。ただし、中山間地域に隣接して農業生産条件等において一体的なつながりを有する市町村を対象地域に含めることができる。

(3) 採択基準

草地整備型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。

① 基幹事業及び基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業に係る受益地の地積の合計がおおむね1,000ヘクタール以上であって、当該受益地における牧草・飼料作物の作付面積の割合がおおむね8割以上であること。また、当該受益地に占める区画整理に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であること。

② (略)

③ 畜産クラスター計画(畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)の第4に定められる畜産クラスター計画をいう。以下同じ。)を策定した地域において実施されること。

お、次世代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。

②～④ (略)

3 草地整備型

(1) (略)

(2) 対象地域

中山間地域であって、牧草・飼料作物の生産を主として対象とする地区に限る。ただし、中山間地域に隣接して農業生産条件等において一体的なつながりを有する市町村を対象地域に含めることができる。

(3) 採択基準

草地整備型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。

① 基幹事業及び基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業に係る受益地の地積の合計がおおむね1,000ヘクタール以上であって、当該地積の合計に占める区画整理に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であるもの。

② (略)

③ 畜産クラスター計画(畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知)の第2に定められる畜産クラスター計画をいう。)を策定した地域において実施されること。

4 耕畜連携促進型

(1) 事業内容

耕畜連携促進型は、令第49条第1項第4号の3に掲げる区画整理を基幹事業とし、基幹事業と併せ行うことが適当と認められる令第49条第1項第4号の3に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。

(2) 対象地域

中山間地域に限る。ただし、中山間地域に隣接して農業生産条件等において一体的なつながりを有する市町村を対象地域に含めることができる。

(3) 採択基準

耕畜連携促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。

① 基幹事業及び基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業に係る受益地の地積の合計がおおむね1,200ヘクタール以上であって、当該受益地における牧草・飼料作物の作付面積がおおむね800ヘクタール以上、かつ当該受益地における牧草・飼料作物を除く作物の作付面積がおおむね400ヘクタール以上であること。また、当該受益地において、牧草・飼料作物の作付面積に占める区画整理に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であって、かつ当該受益地において、牧草・飼料作物を除く作物の作付面積に占め

(新設)

る区画整理に係る受益地の地積がおおむね200ヘクタール以上であること。

② 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益地に占める、担い手農地利用集積率が80パーセント以上となることが確実と見込まれ、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となることが確実と見込まれること。

③ 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、次世代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。

④ 事業開始の時から次世代農業農村振興計画における目標年度までに、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

ア 当該事業の受益地における作付面積（牧草・飼料作物の作付面積を除く。）に占める高収益作物の作付面積の割合が10パーセントポイント以上増加すること。

イ 当該事業の受益地内で生産された作物（牧草・飼料作物を除く。）に係る販売額が20パーセント以上増加すること。

⑤ 畜産クラスター計画を策定した地域において実施されること。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。